



～あなたも民商の共済会に～  
 会員・配偶者は無条件で加入可  
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

# 村上民商ニュース①

2024/4/29

NO.559 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎15-5272 FAX62-7392

もし税務調査の連絡がきたら…  
**事前通知の確認をし、  
 役員や民商へ連絡しましょう。**

税務調査は、納税者に事前通知の11項目を通知する必要があります。  
 事前通知なしで税務署員が訪問したとしても「急な調査には応じられない」ときっぱり断りましょう。



## 事前通知の11項目

- ① 調査を行う旨
- ② 調査を行う日時
- ③ 調査を行う場所
- ④ 調査の目的
- ⑤ 調査の対象となる税目
- ⑥ 調査の対象となる期間
- ⑦ 調査の対象となる帳簿書類その他の物件
- ⑧ 納税者の氏名、住所
- ⑨ 調査担当署員の氏名および所属
- ⑩ ②と③は変更可能であること
- ⑪ ④から⑦で通知されなかった事項についても非違が疑われる場合には、質問調査などを行うことができること。



所得税納付期限

振替日 4月23日(火)

消費税納付期限

振替日 4月30日(火)



運送業労災保険 加入していますか

「労災に入っていないと現場に入れない」などといった相談があり、民商の労災保険に加入した会員さんもいます。ダンプ・建材業、運送業の一人親方で労災保険に加入をご希望の方、ご相談は民商へ連絡をお願いします。

また、皆さんのまわりで運送業一人親方の労災保険に加入希望の方がおりましたら、民商を紹介してください。

民商はみなさんの

「困った!」の力になります

商工新聞は毎週月曜発行  
 で購読料は月500円。

商売に役立つ情報が満載、  
 毎週内容豊富な商工新聞を  
 購読して下さる方を是非、  
 ご紹介ください。



過払い金の相談も受付しています

5月の無料法律相談

日時 5月14日(火)

午前10時30分

会場 村上民商事務所

弁護士 新潟中央法律事務所

小淵真理子弁護士

※相談受付締め切り 5月10日(金)

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。  
 ☆緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。  
 事務局まで連絡を。



～あなたも民商の共済会に～  
 会員・配偶者は無条件で加入可  
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

# 村上民商ニュース②

2024/4/29

NO.559 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎15-5272 FAX62-7392

## 6月からの定額減税について

令和6年6月より、所得税3万円、住民税1万円、計4万円の定額減税が実施されます。

令和6年6月1日以後の最初に支払う給与から定額減税を行います。

例えば、毎月5日支払であれば、6月5日支払から減税していきます。

6月1日より後に従業員を雇用する場合、年末調整で定額減税を行います。毎月の給与からは定額減税は行いません。

### 【給与所得者の扶養なしの場合・・・所得税3万円、住民税1万円、計4万円】

	令和6年5月 までの支払	令和6年 6月支払	令和6年 7月支払	令和6年 8月支払	令和6年 9月支払	令和6年 10月支払	令和6年 11月支払	令和6年 12月支払	令和7年 1月支払	令和7年 5月支払
月給	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
社会保険料	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
雇用保険	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
源泉所得税	5,000	0	0	0	0	0	0	5,000	5,000	5,000
住民税	7,250	0	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000

●源泉所得税は、毎月5,000円だとすると、  
 定額減税の3万円になるまで6月支払から11月支払までの6ヶ月間は源泉所得税が  
 ゼロとなり、12月支払は定額減税の3万円を引ききれたので、源泉所得税は5,000円と  
 なります。

●住民税は、令和6年度年間12ヶ月で87,000円とすると、  
 87,000円－定額減税の1万円＝77,000円  
 77,000円÷11ヶ月＝7,000円  
 令和6年6月支払の住民税はゼロとし、令和6年7月支払から令和7年5月支払までの  
 11ヶ月間は、住民税を7,000円で減税していきます。

給与所得者の定額減税で、源泉所得税が令和6年12月支払までに引ききれなかった場合、年末調整で令和7年1～5月分の源泉所得税も加えて差し引きます。それでも引ききれない場合は、令和7年に市町村からの給付となります。